

みんなで築く
地域福祉の
まちづくり

かほく市 社会福祉協議会

社会福祉法人



社会福祉協議会って？

福祉って自分には関係ない…と思っていませんか？
福祉は、みなさん一人ひとりの為のものです。
社会福祉協議会は、全ての人が健康で、生きがい
を持って充実した毎日を過ごす
ことができるようにあらゆる角
度から「支援」をする民間の法
人組織です。



地域福祉って？

住み慣れた地域のさまざまな福祉の問題をみんな
で考え、協力して解決を図り、誰もが安心して暮
らせるまちづくりを進めることです。
社会福祉協議会では、市内3地区
に本所と支所を設置し、民生委員
児童委員をはじめ、地域ボラン
ティアなど皆様のご協力により身
近な地域福祉活動を推進しています。



社協とは…？

住民の住民による住民のための福祉のまちづくりを目指して

戦後間もない1951年(昭和26年)に社会福祉の基本的事項を定めた、社会福祉事業法が制定され、公的な性格を持つ民間の福祉団体として社会福祉協議会が誕生しました。

2000年(平成12年)6月に社会福祉事業法が改正され、社会福祉法として施行されるとともに、社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体と明記されました。

民間組織としての「自主性と、住民や社会福祉関係者に支えられた公共性」という、2つの側面をあわせ持った組織で、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行い、現在まで一貫して地域福祉活動の中心的な役割を担ってきました。

住民主体の理念に基づき、様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、心ふれあう福祉のまちづくりを目指しています。



法的位置づけ

社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけの変遷

- 昭和26年 社会福祉事業法制定
- ・第74条に都道府県社会福祉協議会、第83条に全国社会福祉協議会が規定された。
- 昭和58年
- ・第74条に市町村社会福祉協議会が規定された。
- 平成2年
- ・第74条に指定都市社会福祉協議会、区社会福祉協議会が規定され、市区町村社会福祉協議会の事業に「社会福祉事業の企画、実施」が加えられた。
- 平成4年
- ・第74条に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が、都道府県指定都市・市区町村社会福祉協議会の事業として加えられた。

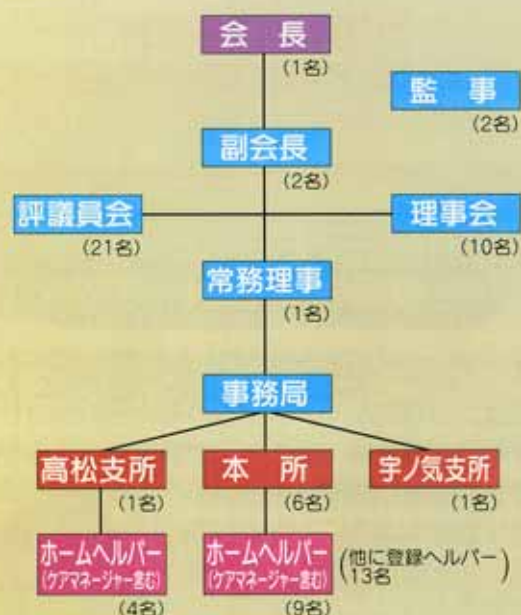
社会福祉法第107条における社会福祉協議会の目的とする事業

- ①社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成。
- ②社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業。
- ③社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助。
- ④社会福祉を目的とする事業の企画及び実施。

(平成12年 社会福祉法へ改正公布)

組 織

- 〔理事〕 執行機関として位置づけられ、実際の運営を行います。
- 〔監事〕 事業や財務の監査を行います。
- 〔評議員〕 地域の中から選ばれ、活動や事業の決定、理事・監事の選出を行います。



社協の福祉サービス

1

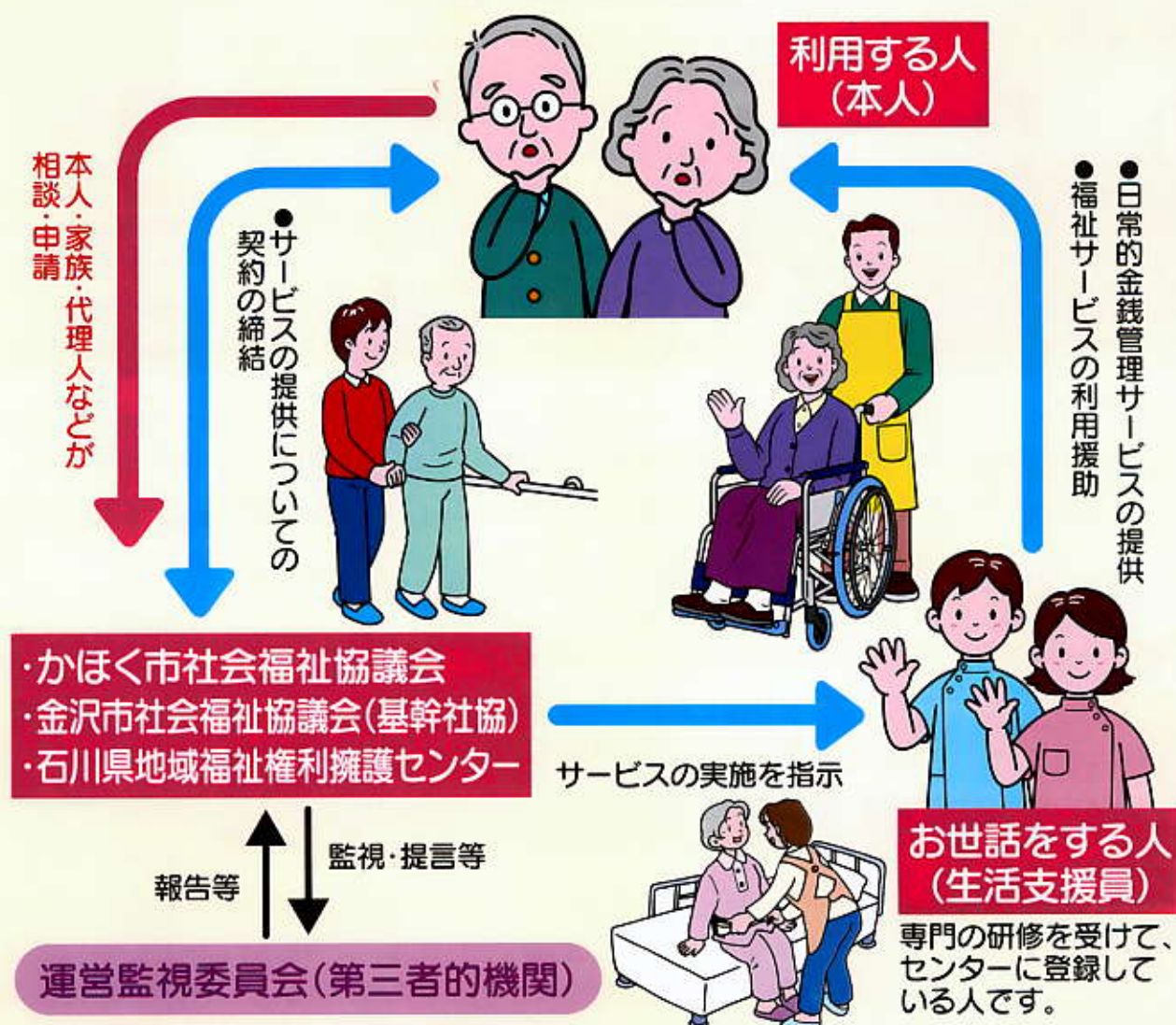
福祉サービス
利用
支援事業

高齢や障害のため、判断能力に不安があり、福祉サービスを受けたくてもその手続きが判らなかつたり、日常的な金銭の管理に不安があつたりする方のお手伝いをします。

安心して利用いただけるよう、利用者の立場に立ったサービスと信頼性が確保されています。

利用料 世帯の所得状況により一部負担が必要です。

安心の仕組



安心して
利用して
いただく
ために

運営監視委員会

「福祉サービスの利用援助」や「日常的な金銭管理サービス」を安心して利用していただけるよう、第三者の人々で構成される監視機関を設け、信頼性の高い事業運営を行います。

契約締結審査会

援助内容が利用者に適しているかどうかを審査します。

2

生活資金
貸付事業

他からの借入が困難な世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることができます。

内 容 福祉資金、修学資金、離職者生活福祉資金
更生資金、障害者更生資金
療養・介護資金、災害援護資金、長期生活支援資金ほか

利 用 者 民生委員・児童委員にご相談ください。

3

貸出し
サービス
お気軽に
ご利用下さい

福祉機器などをお貸しします。

内 容 ①車いす……………通院や外出にご利用ください。(1カ月利用)
②高齢者擬似体験セット……研修や教材としてご利用ください。
③フライングディスク…………リハビリ等にご利用ください。

4

お気軽に
ご相談
ください

心配ごと相談	毎週木曜日 午後1時30分～4時	ほのぼの健康館	民生委員、行政相談員、 人権擁護員があらゆる 相談に応じます。
	第1・3月曜日/午後1時30分～4時	高松社会福祉センター	民生委員が相談に応じます。
	第3木曜日/午後1時30分～4時	七塚健康福祉センター	民生委員が相談に応じます。
福祉サービス 利用支援事業	月～金曜日 午前9時～午後5時	高松社会福祉センター 七塚健康福祉センター ほのぼの健康館	福祉活動専門員が相談 に応じます。
介 護 相 談	月～金曜日 午前9時～午後5時	高松社会福祉センター 七塚健康福祉センター	介護支援専門員が相談 に応じます。

5

軽度生活
援助事業

単身世帯で日常生活上の援助が必要な方に、ホームヘルパーを派遣し、家事などのお手伝いをします。(介護保険制度対象外)

利 用 者 市健康福祉課(ほのぼの健康館)にご相談ください。

6

児童生活支援
サービス事業

ひとり親家庭で一時的に生活援助が必要な時や産後の体調不良等により、家事や育児が困難な場合に、ホームヘルパーを派遣し、育児、家事などのお世話をします。

利 用 者 市健康福祉課(ほのぼの健康館)にご相談ください。

介護保険サービス

ご家庭での介護について、
お気軽にご相談ください。

1

居宅介護支援

要介護認定の申請、ケアプランを作成します。

介護保険サービスを受けるためには、かほく市に要介護認定を申請し、認定を受ける必要があります。本会では、この要介護認定の申請を代行いたします。

また、ご本人やご家族のご希望を尊重した介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作成し、デイサービスなどの介護保険サービス利用の手続きを代行します。

2

訪問介護

ホームヘルパーがお伺いし、介護いたします。

サービスの内容

身体介護 サービス	●食事の介助	●入浴の介助
	●排泄の介助	●身体の清拭
	●衣類の着せ替え	●通院時の外出介助
生活支援 サービス	●食事の支度	●生活必需品の 買い物
	●衣類の洗濯	
	●居室の掃除、整理等	



サービス提供の方法 訪問の仕方やサービス内容により、次のような方法があります。

巡回型 1日数回訪問し、おむつの交換や体位の変換などの身体介護を行います。

滞在型 週に何日か、1回あたり1時間から2時間程度訪問し、介護や生活支援を行います。

サービス提供の方法 介護保険制度のなかで、サービスを利用する場合は、まず、介護認定を申請し、要介護の認定を受け、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要です。この申請手続きとケアプランの作成は本会でできます。

営業のご案内 毎日

利用料 サービス内容に応じ介護保険法に定められた一部負担が必要です。

共同募金とその配分



1

共同募金とは



共同募金は、社会福祉法により設置された社会福祉法人共同募金会という民間団体による、社会福祉事業のための募金運動です。

2

赤い羽根と
歳末たすけあい

赤い羽根募金と歳末たすけあい募金がありますが、いずれも共同募金です。

赤い羽根募金

赤い羽根募金は、社会福祉施設やさまざまな福祉活動を行う福祉団体やボランティア団体などに配分され、活用されます。

歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金は、生活援護を必要とする人々が地域で安心して暮らせるように、また、地域福祉事業の支援として配分されます。

3

このように
役立って
います

地域社会の創意と工夫を生かした福祉サービスや地域の実情に即応した活動をしている民間の福祉団体、ボランティア団体などを支援するために使われます。

4

共同募金の
税制上の
特典

個人の寄付者には、所得税、住民税の寄付金控除が、法人の寄付金は全額が損金に算入することが認められています。



5

募金・配分の
状況

平成16年度「赤い羽根募金」、「歳末たすけあい募金」にご協力ありがとうございました。

10月より実施してきました共同募金運動には、皆様の温かいご理解と町会・区のご協力により総額5,811,291円の募金を寄せていただきました。

赤い羽根募金1,477,000円は県内・市内の福祉団体やボランティア団体などに配分され、活用されます。

歳末たすけあい募金4,334,291円は県内施設入居者の方、市内該当者の方に見舞金として有効に配分させていただきました。

平成16年度 赤い羽根募金配分実績一覧

(単位:円)

赤い羽根募金収入	募金内容	募金額	赤い羽根募金支出	配分内容	配分額
	地区別募金額	1,465,020		県内施設等配分(福祉活動費として運用)	575,747
	募金箱など	11,980		かほく市内配分(福祉活動費として運用)	631,253
	収入計	1,477,000		市内三地区配分(福祉団体活動費として運用)	270,000
				支出計	1,477,000

平成16年度 歳末たすけあい募金配分実績一覧

(単位:円)

地区名		募金額
高松区	南町	43,950
	古宮町	113,487
	元町	26,800
	南新町	90,110
	流川町	22,000
	六軒町	29,200
	中町	18,700
	上北町	17,200
	北中町	22,600
	北新町	36,800
	岸川町	36,520
	桜井町	45,800
	下伊丹町	27,000
	上伊丹町	110,200
	東町	58,514
	旭町	79,660
	新旭町	24,000
	内高松	62,400
	長柄町	76,000
	若緑	11,200
	貫打	11,200
	元女	9,200
	黒川	13,400
	野寺	5,600
	八野	16,400
	瀬戸町	22,800
	薮栗	17,200
	中沼	82,200
	二ツ屋	64,500
七塚区	木津	320,000
	松浜	120,000
	遠塚	116,100
	浜北	120,000
	秋浜	99,200
	外日角	204,000
	白尾	320,000
	森	30,420
	向野	66,000
	狩鹿野	24,800
宇ノ気区	指江	53,926
	多田	11,200
	気屋	27,515
	上山田	22,000
	下山田	9,600
	鉢伏	24,000
	宇気(宇気公園含む)	148,000
	七窪	215,268
	宇野気 大橋	54,400
	本町	105,200
	中町	25,891
	栄町	36,030
	曙町	20,242
	旭町	56,700
	内日角	187,963
	大崎	224,264
	横山	164,457
	谷	25,850
	笠島	15,600
	上田名	49,730
	余地	20,200
小計		4,113,197
その他	個人(4件)	126,787
	宇ノ気鉄道少年団	17,863
	七塚小学校	22,562
	外日角小学校	5,927
	高松ライオンズクラブ	29,180
	募金箱	18,775
小計		221,094
合計		4,334,291

配分先区分	配分額
生活保護世帯 (52世帯)	520,000
要援護世帯 (76世帯)	380,000
要介護世帯(介4・5認定者)(28世帯)	140,000
特別児童扶養手当受給者(46名)	230,000
施設等入所・通所者	
老人福祉施設 (186名)	930,000
児童擁護施設 (2名)	10,000
指定医療機関 (5名)	25,000
救護施設 (10名)	50,000
障害者 ①身体 (22名)	110,000
②知的 (74名)	370,000
③精神 (123名)	615,000
地域福祉・在宅福祉サービス事業	736,291
小計	4,116,291
事務諸費(封筒印刷・郵便料・慰問経費等)	218,00
小計	218,000
合計	4,334,291



老人福祉施設の入居者に励ましの言葉を掛けながら
歳末たすけあい募金による見舞金を手渡す油野市長
(市内ことぶき園)

かほく市社協へのご案内



かほく市社協 宇ノ気支所

〒929-1125 かほく市宇野気二71番地2
(宇ノ気保健福祉センター内)
TEL(076)283-4098
FAX(076)283-4116



かほく市社協 本所

〒929-1173 かほく市遠塚口52番地10
(七塚健康福祉センター内)
TEL(076)285-8885
FAX(076)285-2049



かほく市社協 高松支所

〒929-1215 かほく市高松ク40番地
(高松社会福祉センター内)
TEL(076)281-3175
FAX(076)281-3146

事務局

本所

宇ノ気支所

支所長 東 敦子

事務局 長 松本 逸郎
地域福祉係長 秋田 由紀
介護福祉係長 多々見 與平
事務職員 岡本 雪枝
〃 能戸 幸一
〃 宝達 理恵

高松支所

支所長 千田久美子
▶ (兼任)

私達に、お気軽にご相談下さい



社会福祉法人 **かほく市社会福祉協議会**

本所

〒929-1173 かほく市遠塚口52番地10(七塚健康福祉センター内)
TEL(076)285-8885 FAX(076)285-2049

高松支所

〒929-1215 かほく市高松ク40番地(高松社会福祉センター内)
TEL(076)281-3175 FAX(076)281-3146

宇ノ気支所

〒929-1125 かほく市宇野気二71番地2(宇ノ気保健福祉センター内)
TEL(076)283-4098 FAX(076)283-4116